

大阪府指定出資法人評価等審議会（第9回）

■と き 令和8年8月7日（金曜日）10：00～12：00

■と ころ Web 開催

■出席者 新井 康平（大阪公立大学大学院 経営学研究科 准教授）

小沢 貴史（大阪公立大学大学院 経営学研究科 教授）

西川 和予（株式会社 勁草パートナー 中小企業診断士）

村井 恵美（恵み法律事務所 弁護士）

山口 朋子（株式会社コングレ 監査役）

米村 紀美（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 マネージャー）

議 事 1. 指定出資法人の令和7年度経営評価結果について

（1）（公財）大阪産業局

（2）（公財）西成労働福祉センター

（3）大阪信用保証協会

（4）（一財）大阪府みどり公社

2. 経営評価制度の課題について

1. 指定出資法人の令和7年度経営評価結果について

（1）（公財）大阪産業局

事務局から、令和7年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委員：「設備貸与事業額」について、R7 目標値 20.0 億円に対し、R7 実績値が 16.2 億円と大きく未達となっている。次期以降どのような戦略や取組みの見直しによって目標達成をめざすのか、具体的に説明いただきたい。

法人：未達の要因として、トランプ関税の影響等、社会経済情勢の外部環境要因に加え、(独)中小企業基盤整備機構による省力化補助金など、設備導入に活用しやすい他の公的支援制度の影響があったと認識している。

令和8年度に取り組んでいる内容としては、これまでの支援機関経由のPRに加え、府内企業1万社へのダイレクトメールの発信をこの3月に実施しており、既に複数の反応や融資につながる案件が出てきている。また、当法人の貸与制度の金利は据え置きであり、金利上昇局面では相対的な優位性が高まっている。さらに、府との協調による特定分野への金利優遇制度も拡充しており、これらの周知をしっかりと行うことにより、目標達成をめざしていく。

委員：「設備貸与事業額」について、申込金額約22億円に対し、貸与実績が16.2億円となっており、申込案件のうち4分の1程度が審査を通過していないものと見受けられるが、審査に通るための支援や取組みはあるか。

法人：コロナ禍後の経済環境の変化を踏まえ、近年は慎重に審査している。不承認となった案件については、産業局内でよろず支援事業をはじめとした様々な経営相談を行っているため、そういったところへ引き継ぎ、状況が改善し、再度申請があれば審査を行うなど、連携しながら進めている。

委員：「6. R7年度 経営目標の達成状況」に記載されている「経営力強化件数」や「マッチング仲介件数」の実績値と、「3. 主要事業の概要」に記載されている数値が一致していないが、

どのような整理か。

法人：「3. 主要事業の概要」に記載している件数は、全体件数のうち、主な事業に係る内訳を示したものであり、「6. R7年度 経営目標の達成状況」に掲載している件数はそれらを含めた全体件数である。

委員：成果測定指標として重要な数値であり、全体像がわかる形で記載した方が読み手にとって分かりやすい。記載方法については工夫の余地があるのではないか。

事務局：来年度以降の課題として検討する。

委員：「設備貸与事業額」について、未達成の要因は外部環境の影響が大きいと説明されている一方で、「8. 府の審査・評価の結果」における府の評価及び指導・助言では法人の努力を求める内容のみが記載されており、説明不足かと思う。外部要因と法人側の努力の双方が分かるよう、より丁寧な記載が必要ではないか。

事務局：ご意見を踏まえ、記載内容について見直しを検討する。

（2）（公財）西成労働福祉センター

事務局から、令和7年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委員：目標値未達成の「雇用条件の向上を図った求人の紹介件数」について、要因分析では窓口（契約）求人の紹介件数全体が大幅に減少したと記載があるが、その要因について説明いただきたい。

法人：自由な環境下で働きたいという求職者のニーズの高まりや、夏季の猛暑の影響等により、宿舍への住み込みを伴う窓口（契約）求人の需要が減り、通勤日払いの現金求人の需要が増えている状況である。

委員：こうした環境下においても、未経験者の受入促進や保護観察所との連携による就労支援については大きな成果があったと認識している。このような状況を踏まえると、数値上は目標未達であることは理解した上で、部分点があってもよいのではないかと思う。ルール上、そのような評価はできないのか。

事務局：現行の評価制度では、あらかじめ定められた基準に基づき評価を行うこととしており、個別の事情を踏まえた部分点の付与はできない仕組みとなっている。

委員：点数はルールどおりでやむを得ないとしても、「7. 法人による評価結果」において、雇用条件の向上を図った求人の割合は増えていることが示されている。紹介件数全体が減少するという外部要因がある中で成果も見られることから、「8. 府の審査・評価の結果」における府の評価及び指導・助言でその点に言及してはいかがか。

事務局：ご意見を踏まえ、記載内容について見直しを検討する。

委員：客観的な基準に基づいて評価を行う必要があることは理解しているが、法人は非常に意義のある活動を行っている。特に、保護観察所との連携強化により、刑余者の受入れ件数が295件となった点は評価できる。今回は目標達成には至らなかったものの、今後もこうした取り組みを継続していただきたい。

(3) 大阪信用保証協会

事務局から、令和7年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

- 委員：「8. 府の審査・評価の結果」の府の評価において、『中小企業の資金繰りの下支えや金融機関との協調支援の拡大により、「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）」及び「協調支援型特別保証」において全国トップの保証実績となった』とあるが、どのような根拠で全国トップと評価しているのか説明いただきたい。
- 法人：信用保証協会は全国の都道府県に設置されており、国の施策に基づく全国統一の制度の実績を比較したものである。その中で、当該2制度については大阪信用保証協会の実績が全国の信用保証協会の中で最も高かった。
- 委員：根拠となる全国順位や比較データについて確認できる資料があれば、委員としてはより適切に評価ができる。
- 委員：「顧客に対する専門家による経営診断件数」について、経営改善支援の一環として実施されているものと思うが、どのような内容の支援ニーズが多いのか。
- 法人：主な支援内容としては、創業計画や事業承継計画の策定支援のほか、収益改善や資金繰り改善などを目的とした経営改善計画の策定支援がある。件数としては、既に事業を営んでいる事業者に対する経営改善計画の策定支援が多い状況である。
- 委員：承知した。今後の目標設定を検討する上でも、支援ニーズの傾向を把握することは有意義であると思う。
- 委員：会計監査人による監査は実施していないのか。取扱額も大きく、厳格な経営管理が求められる法人であると思うが、どのような監督体制となっているのか。
- 法人：会計監査人による監査は受けていない。一方で、監事による監査を実施しているほか、主務省の経済産業省及び金融庁の地方局である近畿経済産業局・近畿財務局に対し、定期的な経営状況の報告を行い、必要な確認やヒアリングを受けている。また、今回のように大阪府の指定出資法人としてのチェックも受けている。

(4) (一財) 大阪府みどり公社

事務局から、令和7年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

- 委員：経営目標のうち、「農地の貸付面積」など事業に関するものは達成しているにもかかわらず、「法人全体の一般正味財産増減額」は大きなマイナスとなっている。この指標について、目標を達成できなかった理由を説明いただきたい。
- 部局：農地中間管理事業において手数料を徴収していないことや公益目的支出計画の実行中であることも影響しているが、目標未達成の主な要因としては、環境分野の事業や森林整備・木材利用促進支援センター事業における収益の減少が挙げられる。環境分野の事業については、国の補助金の補助率の引下げや昨年度まで実施していた事業の終了に加え、入札やプロポーザル案件で事業獲得に至らなかったことが収益減少につながった。また、森林整備に係る事業については、府からの委託額が減少したことが影響している。
- 委員：入札やプロポーザルで事業獲得に至らないのであれば、公社の競争力に課題があるのではないか。幅広く事業獲得をめざすよりも、農地中間管理事業など法人にとって中核となる事業に経営資源を集中していくことも考えられる。他の事業にコストをかけ、本来担うべき事業に支障

が生じることになれば本末転倒である。

部 局：法人の競争力に課題があるということではなく、入札等の結果として受託できなかったものと考えている。法人は公益目的支出計画の実行が必要であり、計画による支出と収益事業のバランスをとりながら、安定的な経営を図っていく必要があると認識している。

委 員：資料 2 では、「法人全体の一般正味財産増減額」の未達成に対する今後の対応として、情報収集しながら入札やプロポーザルに参加し事業獲得をめざすとされている。入札等による事業獲得をめざすのであれば、これまで受注できなかったものが来年度は受注できるようになる具体的な改善策が必要ではないか。

部 局：要因分析については十分に整理できていない部分もあるが、法人と協議しながら既存事業の収益改善も含めて検討していきたい。

委 員：来年度の改善につながる具体的な説明がない中では、審議会に示されている評価の内容とすることは難しいと考える。改善策については改めて示していただきたい。

委 員：経営目標のうち、「農地の貸付面積」が目標値を大きく上回った要因は何か。

部 局：法改正により、令和 7 年度以降は農地の賃貸借が農地中間管理機構を通じた仕組みに一本化されたことが大きな要因である。

委 員：入札やプロポーザルの競争相手は民間事業者なのか。

部 局：事業によって異なるが、民間事業者を含めた多数の事業者との競争となっている。

委 員：入札やプロポーザルへの応募にも相当の労力や人件費がかかるため、法人としてどこに強みや優位性があるのかを十分分析する必要がある。法人の立ち位置を見極め、方向性をより厳密にしていくことが求められるかと思う。

2. 経営評価制度の課題について

事務局から、経営評価制度の課題について委員に確認

委 員：「3. 主要事業の概要」における事業計画及び事業実績の記載内容については、法人ごとに記載の詳細さに差が見られる。当然、法人の規模や事業内容による違いはあるとしても、一定の統一を図ることを検討してほしい。

また、経営目標として設定している成果測定指標については、可能な範囲で「3. 主要事業の概要」の事業実績との関係が分かるような記載としてほしい。全ての成果測定指標について、その算出根拠や関連する事業実績を詳細に記載することは困難かと思うが、成果測定指標は法人として目標に掲げている重要な指標であるため、可能な限り外部から見て成果測定指標と事業実績との関係が理解しやすい資料となるよう改善をお願いしたい。

事務局：「3. 主要事業の概要」については、委員ご意見のとおり、法人ごとの事業内容等にも差はあるため、一律の対応には限界があるものの、可能な限り統一的な記載となるよう検討する。

また、成果測定指標についても、その達成状況と事業実績との関係がより分かりやすくなるよう、資料の記載方法について検討していきたい。

委 員：今後も継続的な改善が図られるよう、引き続き経営評価制度の改善に向けた検討をお願いしたい。